

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ
代表者名 代表取締役社長 奥平和良
(コード番号 9885 東証第二部)
問合せ先責任者 法務部長 原 豊
T E L 078-792-7419

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第40回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、定款第 5 条（公告の方法）を変更するものであります。

(2) 会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、責任限定契約を締結することができる役員が変更されております。そこで、当該改正により新たに責任限定契約を締結できることになる取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款第 30 条（取締役の責任免除）及び第 40 条（監査役の責任免除）を変更するものであります。

なお、定款第 30 条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
株式会社シャルレ定款	株式会社シャルレ定款
(公告の方法)	(公告の方法)
第 5 条	第 5 条

現行定款	変更案
<p data-bbox="225 322 785 400">当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p data-bbox="240 562 491 595">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="225 611 312 645">第30条</p> <p data-bbox="240 660 296 694">(略)</p> <p data-bbox="225 710 785 1124">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="240 1240 491 1274">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="225 1290 312 1323">第40条</p> <p data-bbox="240 1339 296 1373">(略)</p> <p data-bbox="225 1388 785 1803">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p data-bbox="809 322 1369 499">当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p data-bbox="825 562 1075 595">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="809 611 896 645">第30条</p> <p data-bbox="825 660 992 694">(現行どおり)</p> <p data-bbox="809 710 1369 1176">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="825 1240 1075 1274">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="809 1290 896 1323">第40条</p> <p data-bbox="825 1339 992 1373">(現行どおり)</p> <p data-bbox="809 1388 1369 1803">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上